

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 04
保存期間	5年(令和12年12月31日まで)

秋 本 交 企 第 5 8 号
 令 和 7 年 4 月 1 6 日

関 係 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

総合的な交通事故分析の推進について（通達）

交通事故分析については、交通部交通企画課に交通事故分析官及び交通事故分析員（以下「交通事故分析官等」という。）を配置し、関係所属と連携して推進してきたところであるが、新たに下記のとおり総合的な交通事故分析を推進することとしたので、重大交通事故の更なる抑止に努められたい。

記

1 基本的な考え方

交通事故の更なる減少を図るためには、社会的背景、環境的背景等の変化を踏まえ、具体的にどのような形態の交通死亡事故等が増加しているのか、また、減少幅が小さくなっているのか等について、的確な交通事故分析を行い、その分析結果に基づき、真に効果的かつ、効率的な交通事故抑止対策を実施していく必要がある。

そのためには、全国的な傾向を踏まえつつ、地域の交通事故実態に応じ、独自に詳細な分析を行うことが不可欠である。他県と比較し、自県において多発する交通事故の特徴や傾向について、その要因を分析するほか、GIS（地理情報システム）ツールを活用した事故多発地点、多発時間帯、多発形態等の把握はもちろん、物件事故情報や企業等から提供を受けたプローブ情報等も活用して潜在的な事故危険箇所の把握に努めるなど交通事故抑止対象路線、地区、箇所等において、きめ細かい対策を講じていくための詳細な分析が必要である。

このような総合的な交通事故分析の実施には、交通事故捜査を担当する警察署、交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）並びに道路管理者等関係機関の横断的な連携が必須であり、警察本部が実質的に関与して組織的に分析を行う体制を確保する必要があるほか、分析を支える正確な交通事故統計情報の収集については、その根幹たる交通事故統計原票の作成、審査等に関し警察本部による警察署等に対する指導体制の確保が求められている。

2 交通事故分析体制の確保

基本的な考え方に基づき、総合的な交通事故分析を実施するため、警察署等においては、交通事故分析業務担当者（以下「所属担当者」という。）を指定するとともに、交通事故分析官等と連携し、交通事故統計原票の作成等に係る指導に当たること。

3 総合的な交通事故分析の実施に当たっての留意事項

- (1) 実施に当たっては、G I Sを活用して多角的見地から具体的な検討を加えた分析を行うこと。
- (2) 警察署等と道路管理者等関係機関との横断的な連携の下に、効果的かつ効率的な交通事故抑止対策の企画、諸対策の効果検証及び交通事故情勢等の県民に対する情報発信に資する分析を行うこと。
- (3) 交通事故統計に関する指導教養を行うに当たっては、全国統一的に運用している基準について、平素から警察署等の現場担当者に積極的な指導教養を行うこと。また、現場担当者により収集される交通事故統計情報は警察はもとより国の政策にも影響を及ぼす基礎データであり、全国民に公開されるオープンデータでもあるという重要性を理解させるよう努めること。
- (4) 所属担当者は、業務上、G I Sを始め、表計算ソフトやデータベースソフト等の各種アプリケーションソフトを活用した統計分析、資料作成等に従事することが求められるため、これらに必要なパソコン操作技能の習得に努めること。
- (5) 交通事故分析官等は、警察署等への指導教養や実戦塾の実施等に積極的に取り組み、事故統計、情報分析等の交通事故分析業務に精通した人材を一人でも多く育成するよう務めること。

4 交通事故分析結果の情報提供について

- (1) 分析結果の情報発信に当たっては、地域住民の交通安全意識の向上や諸対策に対する理解が得られるよう、具体的かつ、わかりやすい資料の作成に努めること。
- (2) 交通事故分析結果については、社会的関心度が高く、交通安全対策を推進する上で、有益な情報であることから、ウェブサイト等による情報提供を積極的に実施すること。
なお、個人情報の保護に留意し、個人が特定される可能性がある情報やデータは除外すること。

この担当 交通企画課事故分析・高齢者対策係(☎5 0 4 2～5 0 4 4)